

平成26年度 第3回三郷市個人情報保護審議会 会議録

開催日時	平成27年1月19日(月) 10:00～12:00
開催場所	市役所本庁舎6階第1委員会室
委員の出席状況	
根本 賀章 会長 出席	浅賀 和彦 委員 出席
田原 緑 副会長 出席	山室 すみ江 委員 出席
秋本 久次 委員 出席	岡庭 武利 委員 出席
荒井 英理子 委員 出席	
事務局	渡辺参事 鈴木課長補佐兼係長 石山主任 坂本主事 谷口主事 企画調整課 上野係長
案件提出課	国保年金課 中村課長補佐 増田係長 三浦係長 クリーンライフ課 馬場主査 健康推進課 清水主任 ふくし総合支援課 小沢係長 子ども支援課 中山係長
<p>1 開会 事務局 渡辺参事から開会宣言 10:00開会 会長挨拶</p> <p>2 前回の会議録の署名 根本会長、岡庭委員、山室委員が署名</p> <p>3 審議 (1) 諮問事項 ・諮問事項 諮問第24号～諮問第35号について</p> <p>4 事務局連絡事項 (1) 平成27年度第1回三郷市個人情報保護審議会の日程について (2) 社会保障・税番号制度に基づく特定個人情報保護評価について</p> <p>5 閉会</p>	

3 審議

(1) 諮問事項 諮問第24号から諮問第35号まで事務局から概要説明

質疑

岡庭委員： 諮問第31号についてお聞きします。個人情報の記録の内容で、新たに登録されるものと登録を削除するものについて、その理由の説明をお願いします。

小沢係長： 続柄、指導・処遇の内容、申請理由、団体加入の状況については、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり必要な情報になりますので、新たに登録することとしました。また、傷病等の状況、治療等の状況、家族構成については、名簿作成に不必要と判断したため登録を削除することとしました。

岡庭委員： 傷病等の状況と治療等の状況は必要な情報ではないのでしょうか。

小沢係長： 傷病等の状況と治療等の状況の項目を登録していなくても、健康状態の項目を登録していれば収集する情報は十分であると判断したため、登録を削除しました。

山室委員： 家族構成についての情報は収集の必要はないのでしょうか。家族構成を把握しなければ個別の避難行動計画を作成することは難しいと思います。

事務局： 事務局システム担当から説明します。従前の災害時要援護者名簿と諮問第31号の避難行動要支援者名簿は全くの別物となります。避難行動要支援者名簿を作成するにあたって収集する個人情報は、国からの通知で指定されていますので、その指定に従って個人情報の記録の内容の項目を変更したものです。

荒井委員： 避難経路図の作成を市に依頼した市民は、市が作成した避難経路図に従って避難しなければならないのでしょうか。

小沢係長： 市民には、町会、自治会、民生委員の方々の協力のもと個別に避難経路図を作成し、市に提出していただきます。市は、その避難経路図を参考に最善の避難経路図の作成・提供を行う予定です。

根本会長： 不測の事態を想定して、複数の避難経路を用意するのでしょうか。

小沢係長： 複数の避難経路を用意します。

荒井委員： 諮問第31号で登録されている個人情報の記録の内容のみで最善の避難

経路図の作成は可能なのでしょうか。また、国が指定した個人情報を収集することは当然ですが、より有用な避難経路図作成のために収集する個人情報を市独自で追加してもよいのではないのでしょうか。

根本会長： 収集する個人情報を市独自で追加することは可能なのでしょうか。

小沢係長： 国からの通知では、国が指定した個人情報以外に市長が必要と認める個人情報を収集できるとされています。収集する個人情報を市独自で追加することは可能です。

根本会長： 諮問第31号で登録されている個人情報の記録の内容の項目では、避難経路図を作成するには情報が不十分だと思います。また、市独自で収集する個人情報があるのであれば、諮問第31号で項目を登録し、諮問にかかる必要があるように思われます。さらに、先ほど岡庭委員と山室委員からの質問にありました傷病等の状況と治療等の状況、家族構成の登録を削除した理由について、再度、具体的に説明をお願いします。

秋本委員： 担当課での答弁がまとまっていないようですので、休憩を入れてはいかがでしょうか。

岡庭委員： 休憩に入る前に、諮問第33号及び諮問第26号についてお聞きします。諮問第33号についてですが、変更前と変更後を比較すると個人情報の記録の内容が大幅に増加しています。これは、諮問案件として審議会に提出することを失念していたと判断してよろしいのでしょうか。さらに、諮問第26号についてですが、委託の条件の項目のうち情報の管理方法等の指定にチェックがついていません。委託先の業者に対して、引き渡した情報の管理方法等の指定は行わないのでしょうか。

根本会長： それでは暫時休憩とします。

～休憩～

根本会長： 審議を再開します。

小沢係長： 諮問第31号について説明します。傷病等の状況と治療等の状況の項目を削除した理由は2点あります。1点目は、これらの項目はある一定期間で治癒又は改善するであろう身体の状況を指し示すものであると考えられ

、避難経路図を作成するにあたって個別に把握し、考慮できる性質のものではないと判断したということです。2点目は、災害時要援護者登録を行っていた際、収集する個人情報として登録はしていたが実際に収集はしていなかったということです。また、家族構成の項目を削除した理由としましては、現状では家族構成についての情報は必要ないと判断されたことが挙げられます。今後、この業務を進めていながら個人情報の項目の取捨選択を行い、諮問案件として提出させていただく予定です。そのため、諮問第31号については、業務を開始するにあたって、現時点で必要と考えられる基礎的な個人情報の収集についての諮問であると考えていただきたいと思います。

中山係長： 諮問第33号について説明します。近年、虐待を受けている児童等の保護のより一層の強化が叫ばれています。三郷市内においても関係機関との情報共有、連携の促進が行われているところですが、それに伴い、収集が必要な個人情報の項目も増加しました。事前に諮問案件として提出しなければならなかったところですが、提出が遅れてしまったものです。

事務局： 諮問第26号について説明します。情報の管理方法等の指定については、委託先業者と契約を締結する際に個人情報取扱いに係る特記仕様書を渡しています。その仕様書で情報の管理方法等の指定をしていますので、この場でチェックをつけることとさせていただきます。

田原副会長： 諮問第24号から諮問第26号についてお聞きします。この業務の流れについて説明をお願いします。

中村課長補佐： 市民の診療レセプトや健康推進課で行っている特定健診のデータを持っている埼玉県国民健康保険団体連合会は、そのデータから健康状態に問題がある方を抽出し、名簿を作成します。その名簿は協力かかりつけ医に引き渡されます。協力かかりつけ医が、その名簿の中から生活指導プログラムに参加していただく方を選定します。

秋本委員： 諮問第25号についてお聞きします。委託先に引き渡す個人情報の項目は電話番号のみでよろしいのでしょうか。

中村課長補佐： 協力かかりつけ医にプログラム参加者として選定された方には、連合会から再委託を受けた業者が電話で連絡を取ります。連合会は診療レセプト

や健診データ等の個人情報はずでに収集しているので、引き渡す個人情報の項目として登録するものは電話番号のみでよいと考えます。

根 本 会 長： 糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者について、未受診者とはどのような方を指すのでしょうか。

中村課長補佐： 健診の結果、医師の診察が必要と判断されているにもかかわらず診察を受けていない方を指します。

秋 本 委 員： 諮問案件として提出された業務の流れがわからないとその業務を実施するためにどのような個人情報が必要なのかという判断も出来かねます。業務の流れ等について予め簡潔に説明していただけるとありがたいです。

浅 賀 委 員： 諮問第25号についてお聞きします。委託の条件の項目のうち再委託の禁止にチェックがついていますが、再委託を行うのではないのでしょうか。再委託の禁止とはどのように解釈すればよろしいのでしょうか。

中村課長補佐： 委託先業者と契約を締結する際に個人情報取扱いに係る特記仕様書を渡し、再委託について条件を設けます。そのうえで、連合会からNTTデータに業務の再委託を行います。担当課としては、再委託の禁止とは、市に無断で行う再委託を禁止するという解釈をしています。今回の業務委託については、再委託先の業者を把握し、条件を設けたうえでの再委託ですので、再委託の禁止にチェックを付けました。

浅 賀 委 員： そのような解釈でよろしいのですか。

事 務 局： 担当課の解釈は誤っています。再委託の禁止とは、市への断りの有無に関わらず、すべての再委託を禁止するということです。担当課との連絡調整に不足があり、再委託をするということは聞き漏れていました。再委託するとのことですので、この場で再委託の禁止についているチェックを外させていただきます。

岡 庭 委 員： 再委託の禁止についているチェックを外す場合には、その他の項目で再委託についての条件を明示するべきだと思います。

事 務 局： それでは、その他の項目に再委託先の報告及び市が示した個人情報取扱いに係る特記仕様書の条件に従うことと加筆させていただくということでもよろしいでしょうか。

岡 庭 委 員： はい。

荒井委員： 諮問第30号についてお聞きします。骨髄移植ドナー助成金交付事業はまだ実施していないということでしょうか。

清水主任： 骨髄移植ドナー助成金交付については、平成26年12月に実施要綱を作成し、平成26年4月1日から適用としているところです。現在のところ対象者は一人もいません。

根本会長： 他に質問はございますか。無いようでしたら諮問を承認することで異議なしと認め、承認することといたします。続いて事務局からの連絡事項をお願いします。

4 事務局連絡事項

(1) 平成27年度第1回三郷市個人情報保護審議会の日程について

事務局： 次回の審議会の日程ですが、平成27年7月13日月曜日午前10時からを提案させていただきます。ご都合いかがでしょうか。

根本会長： 皆様よろしいでしょうか。この案を了承し、今回は平成27年7月13日月曜日午前10時からといたします。

(2) 社会保障・税番号制度に基づく特定個人情報保護評価について

社会保障・税番号制度の概要

事務局： 平成27年10月から社会保障・税番号制度による個人番号の通知が開始されます。一人ひとりに個人番号を付すことにより、複数の機関に存在する個人の情報について同一人の情報であることの確認を行うことができ、行政機関、地方公共団体等の間において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能になります。この制度によって、住民が行政に提出する書類の簡素化及び行政が行う書類審査等の事務処理の効率化が期待されます。

社会保障・税番号制度における保護措置

事務局： 個人番号については、個人情報が集積・集約されたものが外部に漏えいするのではないかと、個人番号の不正利用が行われるのではないかとといった懸念が考えられます。そこで、番号法は、制度面における保護措置として、個人番号の利用範囲を社会保障分野、税分野、災害対策分野に限定しており、さらに特定個人情報保護評価を義務付ける等の規定を設けています。

特定個人情報保護評価の概要

事務局： 特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測、リスク分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。特定個人情報保護評価には、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価の3種類があります。どの評価を行うかは、特定個人情報を取扱う事務の対象人数、取扱者数、特定個人情報に関する重大事故の発生の有無をしきい値判断のフローチャートに照らし合わせ判断します。

三郷市における特定個人情報保護評価について

事務局： 本市においては、住民基本台帳に関する事務のみが重点項目評価、その他の事務については基礎項目評価になります。今後、人口増加や特定個人情報に関する重大事故が発生した場合には、全項目評価を実施する必要があります。全項目評価では評価書の第三者点検が義務付けられています。第三者点検の実施主体は、原則として、個人情報保護審議会又は情報公開・個人情報保護審査会とされています。本市において全項目評価を実施する必要が生じた場合には、個人情報について識見を有する個人情報保護審議会の皆様に全項目評価書の第三者点検を実施していただきたいと考えています。現時点では全項目評価の実施予定はありませんが、実施する必要が生じた際には第三者点検をしていただきますようよろしくお願いいたします。

5 閉会

事務局： 皆様、本日はありがとうございました。最後に副会長より閉会のあいさつをお願いいたします。

田原副会長： 皆様お疲れさまでした。これで平成26年度第3回三郷市個人情報保護審議会を閉会いたします。

署名欄	会長	
	署名委員	
	署名委員	